

## 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人あすのぼ(以下「この法人」という。)定款第17条及び第34条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第14条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、(別表)常勤役員俸給表に基づき定例役員報酬を支給し、非常勤役員に対しては、会議への出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 常勤役員には、毎年6月及び12月に役員賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第7条に規定する退職慰労金を支給することができる。
- 5 評議員には、定款第17条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の定例報酬月額、(別表1)常勤役員俸給表のとおりとし、各々の役員の報酬月額は俸給表のうちから、評議員会が定めるものとする。

- 2 非常勤役員に対する報酬は、(別表2)非常勤役員の報酬のとおりとする。
- 3 常勤の理事に対する役員賞与は、(別表3)常勤役員賞与のとおりとする。
- 4 常勤の理事に対する第7条に規定する退職慰労金は、(別表4)常勤役員退職慰労金の算出要領に定める算式により算出される額とする。
- 5 各評議員の報酬等は、定款第17条に定める金額の範囲内において、(別表5)評議員の報酬に基づき支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとし、非常勤役員及び評議員にあっては、会議への出席等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(退職慰労金)

第7条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

(費用)

第8条 この法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(公 表)

第 9 条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 正)

第 10 条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補 則)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、2015 年 7 月 12 日より施行し、2015 年 6 月 19 日より適用する。

附 則

この規則の一部改正は、2016 年 3 月 4 日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、2019 年 6 月 14 日より施行し、2019 年 4 月 1 日から適用する。

別表1 常勤役員報酬月額「俸給表」(改定案)

号俸	報酬月額	号俸	報酬月額
1	240,000	21	440,000
2	250,000	22	450,000
3	260,000	23	460,000
4	270,000	24	470,000
5	280,000	25	480,000
6	290,000	26	490,000
7	300,000	27	500,000
8	310,000	28	510,000
9	320,000	29	520,000
10	330,000	30	530,000
11	340,000	31	540,000
12	350,000	32	550,000
13	360,000	33	560,000
14	370,000	34	570,000
15	380,000	35	580,000
16	390,000	36	590,000
17	400,000	37	600,000
18	410,000	38	610,000
19	420,000	39	620,000
20	430,000	40	630,000

別表2 非常勤役員の報酬

会議への出席等、必要の都度、報酬として1人20,000円を上限とする。

別表3 常勤役員賞与

基準日在職の常勤役員の報酬月額×2.0を上限とする。

別表4 常勤役員退職慰労金手当の算出要領

退職時の報酬月額×在職月数×0.125を上限とする。

別表5 評議員の報酬

評議員会出席の都度、報酬として1人20,000円を上限とする。